

いちはまれ使用店認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福井県産いちはまれ（以下「いちはまれ」という。）を使用する県内外の店舗を「いちはまれ使用店」として認証し、利用客に対する普及宣伝を図ることにより、いちはまれの認知度向上と消費拡大に資することを目的とする。

(認証対象)

第2条 認証の対象となるのは、食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）第55条の規定に基づき都道府県知事より店舗営業の許可を受けている事業者、又は同法第57条の規定に基づき都道府県知事に届出をした事業者とする。

(認証基準)

第3条 福井県知事（以下「知事」という。）は、第2条の事業者が概ね年間を通じていちはまれを使用する場合、申請に基づき「いちはまれ使用店」として認証する。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）を知事あて提出すること。また、複数の店舗を営業している場合は、事業所毎に申請するものとする。ただし、その他の方法による申請で、内容を満たしていると認められる場合は、認証申請書（様式第1号）の提出を省略することができる。

2 当該制度に係る業務は、福井県農林水産部福井米戦略課が行う。

(認証)

第5条 知事は、認証申請書等を受理したときは内容を審査し、適当と認められる場合は、当該店舗を「いちはまれ使用店」に認証し、認証盾と宣伝資材を交付する。

(認証期間)

第6条 前条に定める認証の期間は、年度を単位とし、認証日の属する年度を含む3年間とする。なお、知事は、認証期間の満了において、次条に定める実績報告が認証基準を満たす場合は、継続して認証することができる。

(実績報告)

第7条 認証を受けた店舗の事業者は、毎年度4月から3月末までのいちはまれの使用状況について、実績報告書（様式第2号）により翌年度の5月末までに報告するものとする。ただし、その他の方法による報告で、内容を満たしていると認められる場合は、実績報告書（様式第2号）の提出を省略することができる。

(認証内容の変更)

第8条 認証を受けた店舗の事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに変更届出書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

- (1) 所在地または名称を変更したとき
- (2) 認証基準に該当しなくなったとき
- (3) 廃業したとき

ただし、その他の方法による届出で、内容を満たしていると認められる場合は、変更届出書（様式第3号）の提出を省略することができる。

(認証の取消)

第9条 知事は、認証を受けた店舗の事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けた場合
- (2) 認証基準に該当しなくなったとき
- (3) 廃業したとき

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月17日から施行する。